

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	住居番号の設定		
根拠法令及び条項	那覇市住居表示に関する条例 第3条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 1. 住居番号設定等申請書および添付図面の内容確認 2. 申請地に係る住居表示台帳図の確認 3. 現場確認(街区表示板等による街区の確認、所在地の確認、玄関等の主な出入り口の確認、確認事項が分かる写真撮影) 4. 住居番号設定		
審査基準 設定年月日	平成20年8月15日	審査基準 最終変更年月日	平成31年4月16日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して、那覇市の休日を定める条例による休日を除く、概ね10日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月24日	標準処理期間 最終変更年月日	平成31年4月16日
所管部署	まちなみ共創部 技術総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。